

令和 4 年第 8 回

多治見市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和4年8月31日（水）午後2時00分

2 場 所 多治見市役所本庁舎 4階会議室

3 会議に付した議案

議案番号	議 案 件 名	件数
報第15号	農地法大5条届出における買受適格者証明願受理の報告について	1件
報第16号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	1件

4 本日の議長 加納 洋一

5 出席委員の氏名

議席番号	委 員 氏 名	備 考
1	玉木 芳幸	
2	長江 あさみ	
3	山内 晃三	
4	伊藤 明石	
5	市原 勝美	
6	坂崎 寛治	
7	右高 一朋	
8	若尾 武彦	欠席
9	河地 友次	
10	鈴木 隆	
11	富田 良一	
12	若尾 茂	
13	久野 孝好	
14	加納 洋一	
15	梶田 達行	
16	東 一二美	欠席
17	日比野 敏夫	

議長 ただいまより、令和４年第８回農業委員会総会を開会する。本日は、８番、若尾 武彦委員及び東 一二美委員から欠席の連絡あり。１７名中１５名の出席。従って、『農業委員会等に関する法律』第２７条第３項の規定により過半数の出席があるので、本委員会総会が成立していることを報告する。

議長 次に、『多治見市農業委員会会議規則』第9条第1項による議事録署名委員を、議長から指名してよろしいか。

(異議なし)

議長 それでは、5 番市原勝美委員、6 番坂崎寛治委員の両名を議事録署名委員に指名する。

議長 本日の議題に入る。はじめに報第 15 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程する。報第 15 号について事務局より説明願う。

事務局 3 件の証明願いが出ており、順に報告する。1 番、所在地は、生田町 5 丁目■■■-■■登記簿地目は畑、現況は宅地、面積 198 m²並びに生田町 5 丁目■■■-■■登記簿地目は畑、面積 198 m²で所有者は■■■■他 1 名、申請人は■■市■■■■町■■丁目■■-■■、■■■■■■■■■■。申請年月日は令和 4 年 4 月 18 日。申請事由は住宅地の取得。

2番、3番は2件とも同じ申請地。所在地は、笠原町中前■■■■-■登記簿地目は田、面積 1,153 m²で所有者は■■■■、2番の申請人は■■■■市■■■町■■■■-■、■■■■■■。申請年月日は令和4年6月14日。申請事由は資材置場の取得。2番の申請人は■■■■市■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■申請年月日は令和4年7月8日。申請事由は太陽光発電施設。

この土地については、競売の改札が7月21日に行われており、■■■■■
■■■が落札している。今後、太陽光発電の為の5条申請が提出される予定。

議長 報第 15 号は専決事項のため議決事項ではないが、発言があれば挙手願う。

(発言なし)

議長 発言がないので報第 15 号の報告を終了する。

議長 次に報第 16 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」

事務局 所在地は、池田町 1 丁目■■■、登記簿地目は田、現況は畑、面積 565 m²。
譲渡人、■■■市■■町■丁目■■■、■■■。譲受人、■■町■丁目■■、■■■■■■■■■■。転用目的は資材置場および家庭菜園。届出であり、既に整地がされている。

所在地は、池田町5丁目■■■、登記簿地目は田、現況は畑、面積145㎡。同じく■■■番、登記地目は田、現況は畑、面積145㎡。譲渡人、■■■■市■■町■■丁目■■ー■、■■■■。譲受人、■■■市■■町■■丁目■■、■■■■。転用目的は露天駐車場及び資材置場。対象地のすぐ北に、■■さんの会社があり、その会社の駐車場、資材置場として使用する予定。

所在地は、京町6丁目■■■、登記簿地目は田、現況は雑種地、面積33㎡。同じく12番、登記地目は田、現況は雑種地、面積69㎡。譲渡人、■■■■市■■区■■■、■丁目■■■■-■、■■■■■■■。譲受人、■■■■市■■町■丁目■■■-■、■■■■■■■■■■■■■■■。転用目的は保育園の園舎、園庭。現状は駐車場として使用しているため、始末書を提出してもらっている。

所在地は、笠原町中前■■■■-■、登記簿地目は田、現況は田、面積 694 m²。同じく■■■■-■、登記地目は田、現況は田、面積 9.13 m²。同じく 646-1、登記地目は田、現況は山林原野、面積 428 m²。同じく 646-2、登記地目は田、現況は山林原野、面積 20 m²。譲渡人、■■■■市■■■町■■■■-■、■■■■。譲受人、■■■■市■■■町■■■■■■-■、■■■■■■。転用目的は資材置場。現地は笹林のようになっているので、今後ここを整理し、資材置き場にする。

所在地は、池田町 6 丁目■■■、登記簿地目は畑、現況は畑、面積 323 m²。譲渡人、■■■市■■■町■■丁目■■■、■■■■■。続けて池田町 6 丁目■■■、登記地目は畑、現況は畑、面積 191 m²。譲渡人、■■■■市■■■町■■丁目■■■、■■■■■。続けて、池田町 6 丁目■■■、登記地目は畑、現況は畑、面積 287 m²。譲渡人、■■■■市■■■町■■丁目■■■-■、■■■■■。続けて池田町 6 丁目■■■、

登記地目は畑、現況は畑、面積 128 m²。譲渡人、■■■■市■■町■丁目■■、■■■■。譲受人、■■■■市■■町■■■■-■、■■■■■■。転用目的は資材置場。

議長 報第 16 号は、専決事項のため、議決事項ではないが、発言があれば挙手を願う。

委員 6 番です。大原の土地は、資材置場とするという事だが、資材置場としていて、別の用途にしてしまう場合は問題ないか。

事務局 実際に資材置場としてもらう。そして農地でないという状況になってからなら、農業委員会の干渉を受ける事はない。

議長 他に発言はないようなので、報第 16 号を終了する。

議長 以上をもって本日の議案は終了する。

議長 その他、事務局で連絡事項はないか。

事務局 次回の総会開催日は、9 月 28 日水曜日の午後 2 時から。場所は本庁舎 4 階会議室にて開催するので、該当の委員は出席をお願いします。

議長 以上をもって、本日の第 8 回農業委員会総会を終了する。

以上。

(閉会 午後 3 時 30 分)

事 務 局

事務局長	前田	剛
課長代理	柳生	芳憲
主 査	岡田	聡
主 査	玉山	永恵

令和 4 年 8 月 31 日

議事録署名

5 番

6 番

議長